

# 4 資 料



## 資料 1 トラブル発生時の対応について

児童生徒に重大なトラブルが発生した場合には、速やかにトラブルの概要が校長に伝わり、適切な指導や対応ができるよう、指導・連絡体制を整備しておく必要があります。

具体的には、

トラブルの概要の把握（ハード・ソフトの問題、人為的問題など）

教育委員会への報告

プロバイダや機器納入業者への連絡

必要に応じ保護者や警察など関係機関と連携

児童生徒に何を指導するか（指導、注意、再発防止）

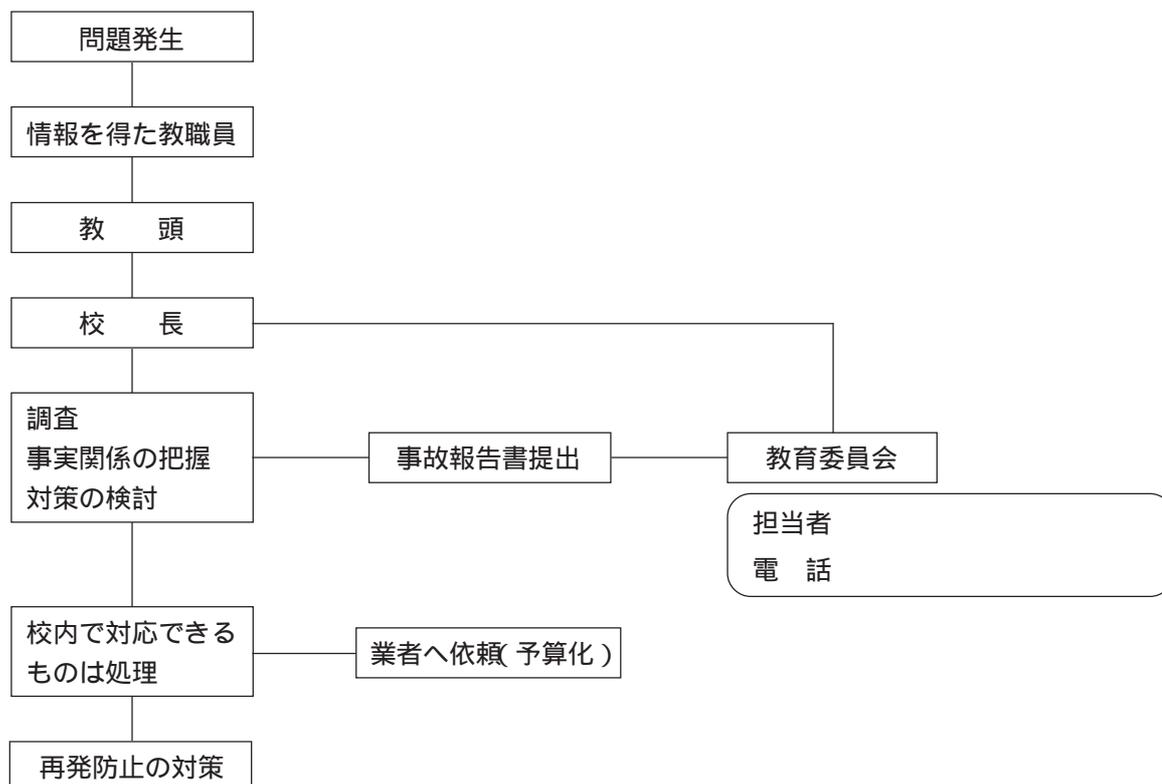
外部からの問い合わせに対する対応（苦情通報者、保護者、外部機関）

など、様々な視点から問題の解決に当たらなければなりません。そのためにも、緊急対応マニュアル等を整備し、情報環境等の変化に応じて対応マニュアルを定期的に見直すことも大切です。

### 技術的に専門的な知識が必要なトラブルが発生した場合の指導体制例

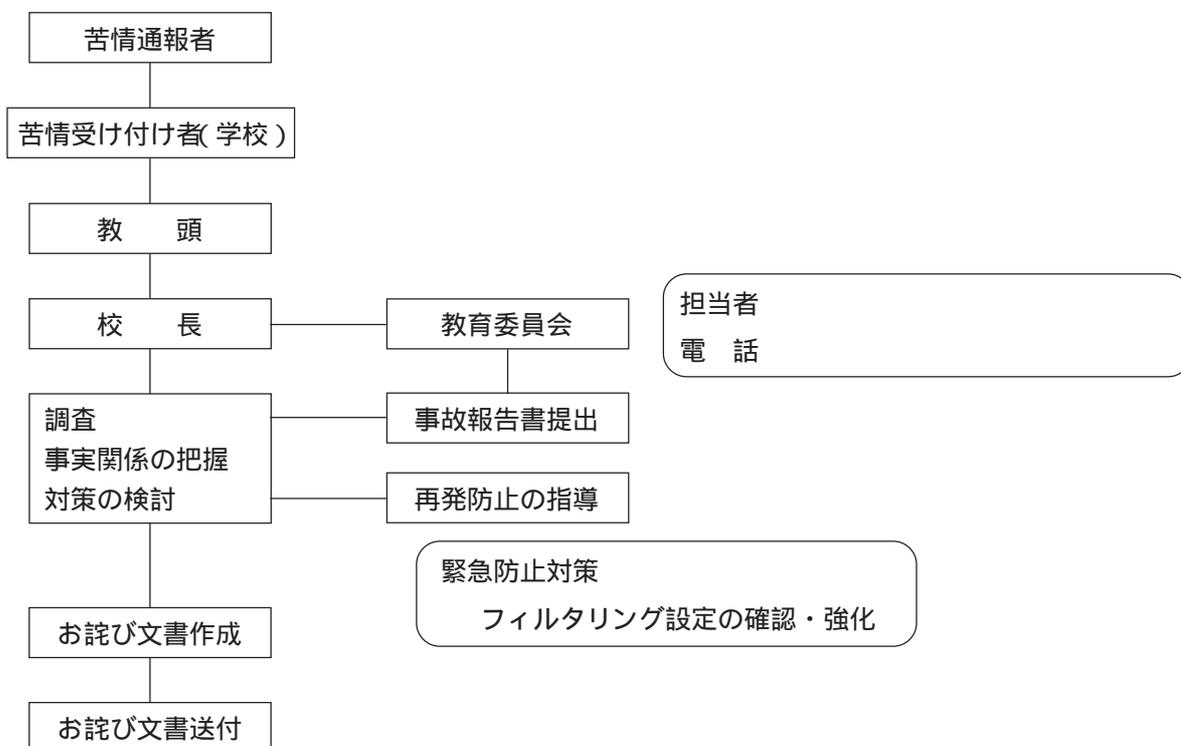
#### トラブル例

- ・ウイルス感染
- ・学校内外の人間が、学校内のコンピュータに不正アクセス
- ・学校内のコンピュータのデータを改ざん・抜き取り
- ・インターネットから攻撃を受けている



## 外部からの苦情によるトラブルが発生した場合の指導体制例

児童生徒が電子掲示板、チャット等に不正な書き込みをしたことにより、外部から学校へ苦情のメール等が寄せられる場合があります。このようなトラブルが発生した場合、苦情通報者に対する適切な対応が求められます。



## 法律的な知識が必要なトラブルが発生した場合の指導体制例

インターネット上のトラブルの中でも、正しい法律の解釈と知識で慎重に対応していかななくてはならない問題が生じることがあります。例えば、著作権侵害、不正アクセス、名誉毀損等の問題はそれぞれの法律が整備されていますので、その法律に基づいて適切に対応していかなければなりません。学校で十分な対応ができない場合は、教育委員会と連絡を取り合い、警察、消費者センター、弁護士等の専門機関に相談することが必要になる場合があります。

**警察署電話番号**

**栃木県消費生活センター**

月～金曜日（祝日、年末年始は除く）9：00～16：30

相談専用電話 028 - 665 - 7744

家庭におけるコンピュータ・携帯電話利用状況のアンケート調査

(保護者用)

該当する項目に をつけてください。

お子様の学年      1年   2年   3年   4年   5年   6年

お子様の性別      男      女

1. あなたのお子さんは次のものを持っていますか。

a コンピュータ      ア 子ども専用がある      イ 家族と共用      ウ ない  
 b 携帯電話・PHS      ア 子ども専用がある      イ 家族と共用      ウ ない

2. お子さんは次のものを1週間に何日ぐらい使っていると思いますか。

(家や学校など場所はどこでもよい)

a コンピュータ      ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない  
 b 携帯電話・PHS      ア 6日以上      イ 4～5日      ウ 2～3日      エ 1日以下      オ 使わない

ご家庭にコンピュータがある人は答えてください。

3. コンピュータはどこに置いてありますか。

ア 茶の間      イ 子どもの部屋      ウ 保護者の部屋      エ その他

4. コンピュータはインターネットにつながっていますか。

ア いる      イ いない

5. 子どもがインターネットをするとき保護者が一緒にいますか。

ア いる      イ いない

6. 子どもがインターネットで見た内容をチェックしていますか。

ア いる      イ いない

子ども専用の携帯電話がある人は答えてください。

7. 1か月の携帯電話代はいくらですか。

ア 2,000円以下      イ 2,000円～5,000円      ウ 5,000円～10,000円  
 エ 10,000円以上



## 資料3 インターネット体験講習会

### 1 インターネットの検索について（50分）

実際にWebページを見てもらい理解してもらおう。その際、インターネットの検索により思わぬWebページに行くことがあることを体験させる。

検索語

「自殺、合法ドラッグ、出会い系サイト」など  
検索エンジンはGoogleを使用する。

<http://www.google.co.jp/>

ネットショッピング、ネットオークション、懸賞募集のサイトの紹介をする。



次のようなことを理解してもらおう。

有害なサイトは意図して探さなくても簡単に接続されてしまいます。

インターネットでは、匿名でコミュニケーションを取ることができます。

不快なメッセージや誹謗中傷を受けることがあります。

ときに法を犯していることもあります。（著作権についての理解）

### 2 インターネット上のコミュニケーションについての理解（20分）

Yahoo等の掲示板を見てもらう。インターネット上のコミュニケーションは文字が中心であるので、表現力が十分育成されていない子どもたちは、誤解を招くおそれのあることを理解してもらう。

### 3 フィルタリングについて（20分）

有害なホームページを子どもに見せないようにするためのソフトウェアが「フィルタリングソフト」です。フィルタリングソフトを使うと、情報を発信する人の表現の自由を奪うことなく、情報を受け取る側で有害なホームページの閲覧を拒否することができることを理解してもらう。

参考Webページ

フィルタリング情報ページ <http://www.iajapan.org/rating/>

フィルタリングでインターネットをもっと楽しく

### 4 配付資料について

本資料の「2 これだけは知っていて欲しい“インターネットや携帯電話の利用の常識”」などから必要に応じ印刷し配布する。

平成 年 月 日

保 護 者 様

学校長

## インターネット体験講習会についてのお知らせ

近年情報化が急激に進展しています。インターネットなど新しい情報機器の使い方について、われわれ大人も学習していくことが必要ではないでしょうか。実際の体験を通して、子どもたちにどのように指導していくかを研修したく、下記のようにインターネット体験講習会を開催致しますので、ふるって参加してください。

### 記

1. 期 日 平成 年 月 日 午後 時から 時
2. 場 所 本校コンピュータ室
3. 講 師 本校職員
4. 内 容
  - ・インターネット体験とその活用の仕方
  - ・子どもを有害情報から守るために

## 参 加 申 込 書

インターネット体験講習会に  参加する  参加しない

平成 年 月 日

年 組 保護者氏名

## 家庭におけるインターネット利用の注意点

### インターネット上の主な犯罪行為

他人のID・パスワードを悪用する行為（不正アクセス禁止法違反）  
ネットオークション等における架空販売行為  
出会い系サイト等による児童買春ポルノ法違反、出会い系サイト規制法違反、わいせつ  
画像をインターネットで公開するわいせつ物公然陳列  
インターネットの掲示板を利用した犯行予告行為 など

### インターネット利用7か条

1. インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
2. 他人のプライバシーを尊重する。
3. 住所・氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する。
4. ID・パスワードなどの管理を徹底する。
5. 他人のミスを大げさに指摘しない。
6. メールを送る前に、内容をよく確認する。
7. 面と向かって言えないことは書かない。



### インターネットを家庭で利用するときのチェックポイント

コンピュータの使い方について話し合いましたか。  
保護者の目の届くところにパソコンが置いてありますか。  
子どもがパソコンで何をしているのかを把握していますか。  
有害なホームページを見ることができないようにする、フィルタリングソフトを利用していますか。  
家庭でパソコンを使うルールをつくりましたか。  
インターネットの履歴を確認することができますか。

## 資料4 リンク集

### 教員向け資料

“情報モラル”授業サポートセンター	<a href="http://sweb.nctd.go.jp/support/">http://sweb.nctd.go.jp/support/</a>
インターネット活用ガイドブック (モラル・セキュリティ編)	<a href="http://www.cec.or.jp/books/books11.html">http://www.cec.or.jp/books/books11.html</a>
新情報教育の手引き	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm</a>
情報化が子どもに与える影響に関する 調査研究報告書	<a href="http://www.cec.or.jp/books/index.html">http://www.cec.or.jp/books/index.html</a>
情報通信白書 総務省	<a href="http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm">http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm</a>
警察庁「インターネットトラブル」	<a href="http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm">http://www.npa.go.jp/nettrouble/index.htm</a>
国民生活センター	<a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a>

### 子ども向け学習教材

ネット社会の歩き方	<a href="http://www.net-walking.net/">http://www.net-walking.net/</a>
情報モラル研修教材	<a href="http://www.japet.jp/moral/">http://www.japet.jp/moral/</a>
インターネット寺子屋	<a href="http://terakoya.yomiuri.co.jp/">http://terakoya.yomiuri.co.jp/</a>
情報モラル・ネットワーク部会ホームページ	<a href="http://moralnet.kashiwa.ed.jp/index.html">http://moralnet.kashiwa.ed.jp/index.html</a>
インターネットを利用するためのルールとマナー集	<a href="http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/">http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/</a>
情報倫理教育教材vol.2	<a href="http://www.kochinet.ed.jp/joho/rinri2/index.html">http://www.kochinet.ed.jp/joho/rinri2/index.html</a>
サイバーネチケットコミック (Disney Online)	<a href="http://www.disney.co.jp/netiquette/">http://www.disney.co.jp/netiquette/</a>
ネチケット・アドベンチャー (Disney Online)	<a href="http://www.disney.co.jp/netiquette/netisland/">http://www.disney.co.jp/netiquette/netisland/</a>



# ネット社会における安全指導資料

子どもたちがネットトラブルにあわないために

平成17年3月

発行 栃木県総合教育センター 研究調査部

〒320-0002

栃木県宇都宮市瓦谷町1070

T E L 028-665-7204

F A X 028-665-7303

U R L <http://www.tochigi-c.ed.jp/>